

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル 第20号



NICHIZEI journal

税理士会内部規範の見直しで 36時間の研修受講義務化へ



税理士業界で36時間の研修義務化がいよいよ始まった。日税連や税理士会では研修受講義務の法定化を求めてきたが、会則・規則という税理士会内部規範の見直しによって義務化されることとなった。今回の義務化に罰則規定はないが、平成30年度分から日税連ホームページの「税理士情報検索サイト」に会員の受講時間などが公表(平成31年10月1日)される予定だ。

研修受講義務化までの 大きな3つのステップ

税理士の研修制度については、これまで何度も税理士法改正案の中に盛り込まれてきたが、初めて組上に上がったのは、昭和39年にさかのぼる。同年の税理士法改正案の中で、税理士の研修制度が新設されたが、改正法案そのものが廃案となった。

具体的な動きがあったのは、昭和55年の税理士法改正だ。日税連の会則の絶対的記載事項として「税理士会の会員の研修に関する規定」が新設され、日税連では研修の組織化を進めるとともに、研修義務化についても検討を重ねてきた。

そして、平成13年の税理士法改正において、「税理士に対する納税者等からの要請の複雑化・多様化に対応し、納税者の利便の向上に資する信頼される税理士制度の確立の手段のひとつと

して、税理士の資質の向上が必要である」との観点から、研修の受講努力義務が規定された。その内容は、「税理士は所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない」(税理士法39条の2)というものだ。

これを受けて会則も見直され、36時間の研修受講努力義務がスタートした。それから十数年が経過し、税理士業界でも努力義務規定が浸透してきたが、受講率は決して高いとはいえない状況が続いていた。そこで、日税連や税理士会では、研修内容の充実を努めつつ、税理士に対する国民からの信頼を高めるため、研修受講義務の法定化を求めてきた。

しかし、平成26年度の税理士法改正では、研修受講の法定化が見送られることとなり、税理士会の自律規範として、平成26年10月25日の臨時総会において税理士法改正にともなう会則を

更。税理士会内部規範の見直しによって研修受講が義務化されることとなった。

このように長い期間をかけて研修制度を組織化し、受講義務化を図ってきたわけだが、その理由について、日本税理士会連合会の研修部を担当する瀬上富雄専務理事は、「納税者の信頼を一層高めるためということに集約されます。つまり、税理士が職業専門家としての社会の信頼を得るには、厳格な資格取得の制度による能力の保持の証明と、その後の確かな能力の維持と絶えざる向上が制度として確立されている必要がある、という考え方に拠るものです」と述べている。

研修環境の整備を進めて 会員の受講義務達成を支援

36時間研修の受講義務化を受けた研修諸規則が4月1日より施行となったわけだが、今回の義務化に罰則規定は設けられてい

ダイジェスト

- 2 平成28年の公示地価
全国平均8年ぶりに上昇
- 3 最高裁でヤフーの敗訴確定
「組織再編成税制を濫用」
- 6 2023年に農業法人5万件へ
会計人に求められる役割
- 7 信託設定と評価を考える
受益権が複層化された信託
- 8 相続発生で譲渡所得税が…
国外転出時課税の注意点
- 9 顧問契約の依頼にも繋がる!
武器になる補助金サポート
- 10 節税と脱税の判別の難しさ
二つの「脱税」事件を検証

い。ただし、税理士会は所属する税理士会員の受講時間その他の研修受講義務の履行等に関する情報を公表することとしている。最初の公表は、平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)における研修受講義務の履行等の情報について、日税連ホームページの「税理士情報検索サイト」に平成31年10月1日から掲載される予定だ。

納税者からの信頼を高めるためにも、確かに研修受講は欠かすことができない大切なものだが、地域によっては研修会場までの往復だけで数時間も費やさなければならないケースがある。また、受講したい研修テーマがあっても、仕事の都合で断念せざるを得ないこともあるだろう。そこで、日税連では、研修受講率を高めるために、受講機会の拡大など研修環境の整備を進めているという。前出の瀬上専務理事に、具体的な取り組みなどについて話を聞いた。(5面に続く)

全国税理士共栄会の『全税共年金』

掛金は月々1万円から自由に設定

早めの備えで
早めの安心!

老後の生活費として、これまで公的年金が大きな支えになってきましたが、近年は年金財政の悪化が問題視され、老後の生活に不安を感じている人も少なくありません。そこで、先行きが不安な公的年金を補完する制度として注目を集めているのが、税理士業界の規模のメリットを活かした全国税理士共栄会(南口純一会長)の『全税共年金』です。

全税共年金は、月々1万円から将来の備えができる独自の拠出型企業年金保険です。加入者本人が掛金を拠出して、将来年金あるいは一時金として受け取るシステムで、「税理士の関与先である

中小企業や個人事業の経営者、役員、従業員などが自助努力によって豊かな老後を築くことが出来るように…」という思いから創設されました。

全税共年金の特長は、まず、生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく積み立てることができます。月払い(1口5千円で2口以上40口まで)と一括払い(1口10万円を任意の口数、月払いと併用)を上手く組合せることで、老後の生活設計にマッチした積立が可能です。なお、掛金は加入後に変更することができるほか、積立金の管理・運用にかかる手数料

についても、すべての加入者をまとめてひとつの契約(団体契約)として管理するため、個人で加入する場合よりも一般的に低廉です。

年金の受取方法は、給付金の請求時に①10年確定年金、②15年確定年金、③10年保証期間付終身年金——の3種類から選択することが可能です。年金に代えて一時金でも受け取ることができます。掛金払込期間中に加入者が亡くなった場合には、脱退一時金に月払掛金の5倍相当額を加えた遺族一時金が支払われます。

掛金の増減や受取方法等で、

自由度の高さが魅力の全税共年金。昭和61年の発足以来、長年の実績と安定的な運用に、税理士先生をはじめ、関与先である経営者や個人事業主などから厚い信頼が寄せられています。

豊かでゆとりのある老後過ごすためには、健康を維持するのも大切ですが、経済的な基盤をしっかりとっておくことも重要といえます。早めの備えで、早めの安心を——。全税共年金の詳細につきましては、全国税理士共栄会のホームページをご覧ください。

平成28年
地価公示

全国平均8年ぶり上昇 訪日客増加で商業地に活況

国土交通省はさきごろ、平成28年1月1日時点の公示地価を発表した。調査地点は2万5255地点。それによると、全国全用途平均の地価が前年比で0.1%上昇。リーマン・ショック後の平成21年に下落に転じて以降、マイナスが続いていたが、8年ぶりのプラスとなった。全国の住宅地は0.2%の下落となったが、6年連続で下落幅を縮めている。一方、全国の商業地は前年の横ばいから0.9%上昇となり、全体を押し上げる形となった。

国土交通省では、住宅地について「全国的に雇用情勢の改善が続く中、住宅ローン減税などの施策による住宅需要の下支え効果もあり、地価は総じて底堅く推移。上昇ないし下落幅の縮小が見られる」と分析。

また、商業地については、「外

国人観光客をはじめ国内外からの来街者の増加などを背景に、主要都市の中心部では店舗やホテルの需要が旺盛であり、オフィスについても空室率はおおむね低下傾向が続き、一部地域では賃料の改善が見られるなど、総じて商業地としての収益性の高まりが見られる。こうした中、金融緩和による法人投資家等の資金調達環境が良好なこともあり、不動産投資意欲は旺盛で、地価は総じて堅調に推移している」との見解を示している。

なお、工業地も全国的な需要の回復にともない、昨年までの下落から横ばいに転じている。特に、インターネット通販の普及なども影響して、一定の需要が見込める地域では大型物流施設に対する需要が旺盛。高速道路のインターチェンジ周辺など、物流

適地の地価が総じて上昇基調で推移している。

東京・大阪・名古屋の三大都市圏では、商業地が前年比2.9%の上昇。三都市とも平均変動は3年連続の上昇となり、上昇幅も前年より拡大している。住宅地は前年比0.5%上昇。

上昇率が全国1位の地域は？

全国で最も上昇率が高かった地点は、商業地では大阪市中央区心斎橋筋の45.1%。心斎橋駅の近くに置かれている地点で、主にアジアからの訪日外国人が大幅に増加し、賑わいが増しているエリアだ。消費動向はきわめて旺盛で、物販店などにおける収益性の向上から新規出店需要が強く、地価が大幅に上昇している。住宅地の全国1位の上昇率は、

北海道倶知安町の19.7%。リゾート地域として著名なニセコ観光圏に所在する別荘地で、外国人による別荘地への需要が旺盛なエリア。コンドミニアムなどへの投資も活発化しており、地価が大きく上昇した。



▲商業地の上昇率ナンバーワン

海外進出のトラブル回避！ 中小機構がマニュアル作成

昨今、中小企業の海外進出が拡大しているが、進出先においてさまざまなリスクに直面し、事業継続に支障をきたすケースも多数発生している。こうした状況を踏まえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）はさきごろ、『中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル』を作成した。

マニュアルでは、中小企業の経営者が海外リスクマネジメントに関する理解を深め、必要な対策に自立的に取り組むことができるような対策を紹介。海外に直接投資をしている中小企業だけでなく、輸出のみを行っている企業や、海外進出を検討している企業にとっても参考となる内容が掲載されている。

「個別リスク対策の実践」では、税務手続きに関するトラブルも取り上げられている。例えば、税務に関する問題は複雑かつ多岐にわたる一方で、「知らなかつ

た」という言い訳が許されない。そこで、不測の事態を回避するためにも、進出先の税務に精通している会計士や税理士などの専門家とのネットワークをあらかじめ構築するようにアドバイスしている。

また、税務調査では、取引に関する契約書や取引内容を記した資料（特に取引価格に関するもの）など様々な書類の提出を求められることから、税務調査が入った場合に提出を求められる情報については、事前に税理士など専門家に相談のうえ、あらかじめ整理して保存しておくように呼び掛けている。

なお、中小機構では、経営者に海外リスクマネジメントの取組みの概要を理解してもらうため、「基礎からわかる海外リスクマネジメントガイドブック」も作成している。詳細は、中小機構のホームページで確認できる。

中企庁

軽減税率で相談窓口 認定支援機関の活躍に期待

平成29年4月1日に消費税率10%への引上げが予定されているが、増税が再延期になるとの報道もあり、国民の注目が集まっている。

こうした中、小売業や卸売業などの中小・小規模事業者にとって気になるのは、消費税の税率の引き上げと同時にスタートする軽減税率制度だ。納税事務や商品管理における事務負担の増大が懸念されているが、中小企業庁では、事業者をサポートするため、平成27年度補正予算で170億円を計上し、「消費税軽減税率対応窓口相談等事業」を実施する。

同事業では、中小企業団体等と連携して全国約2300箇所に軽減税率制度の相談窓口を設置するほか、講習会・フォーラムの開催、巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポートの提供、パンフレットなどによる普及啓発

などを実施することで、中小企業・小規模事業者が円滑に消費税軽減税率制度に対応することを目指している。

注目したいのは、講習会は、税理士業界が7割以上を占めている認定経営革新等支援機関などと連携して開催される点だ。また、巡回指導型専門家派遣においても、出張して指導・助言を行う専門家として認定支援機関の活躍が期待されている。

同事業は、中小企業団体（商工会や商工会議所）を中心に展開されることが予想されるが、中小企業庁財務課では、「事業者の中には、商工会や商工会議所に入会されていない方も多い。国としてもパンフレット等の作成・配布、広報活動を進めていくが、税理士業界とも話し合いを行いながら、万全な普及啓発を実施していきたい」としている。

従業員の 通勤手当

非課税限度額15万円に拡大 会社が注意すべき点とは？

近年、新幹線を利用して地方から大都市圏に通勤する人が増えてきた。こうした通勤の実態を踏まえ、平成28年度税制改正により、通勤手当の非課税限度枠が現在の月額10万円から月額15万円に引き上げられることとなった。例えば、東京駅から静岡駅までの新幹線定期代金は133,860円。名古屋駅から大阪駅は136,640円。こうした区間も、非課税限度額の通勤圏内となるわけだ。

遠距離通勤をしているビジネ

スパーソンにとっては、家計を助ける改正といえるが、会社として注意しておきたい点が2つある。まず、改正による引き上げは、平成28年1月1日以降に受けるべき通勤手当に遡って適用されるという点。

もう1つの注意点として、「自社の就業規則を確認してください」と指摘するのは、アクタス社会保険労務士法人の代表社員を務める古田明弘社会保険労務士だ。

その理由だが、「例えば、『所得税の非課税限度枠の範囲内で支給する』といったように会社が支給する通勤費の上限額を具体的に明記していないケースが多く見受けられますが、この場合、改正により会社が支給する通勤費の上限額も自動的に15万円に引き上げられると解釈されてしまいます。限度枠の引き上げにともない、会社の限度額も引き上げる場合は良い



のですが、様々な理由で限度額を引き上げたくないという会社もあるでしょう。このような場合、社員とのトラブルを避けるためにも、具体的な上限額を明記するよう就業規則を改訂しておく必要があります」（古田氏）。

ヤフーの敗訴確定

最高裁 組織再編成税制を濫用 合併の規定の趣旨・目的に反する



インターネット検索大手のヤフーが、子会社の吸収合併にともなう税務処理で東京国税局から申告漏れを指摘され、約265億円を追徴課税されたことを不服として、国を相手取って処分の取り消しを求めた訴訟で、最高裁第一小法廷はさきごろ、同社の主張を退けた一審、二審判決を支持し、同社の上告を棄却する判決を下した。これにより、大きな注目を集めた税務訴訟がヤフー側の敗訴で確定した。

企業の組織再編において、税負担を不当に減少させる「租税回避」の要件について、最高裁が初めて判断を下した。まず、今回のヤフーによる一連の組織再編の流れを確認してみる。

ソフトバンクの100%子会社であるデータ管理会社「ソフトバンクIDCソリューションズ株式会社」（以下、IDCS）は、多額の繰越欠損金を抱えており、ヤフーが吸収合併しようとするが、IDCSはヤフーの数十分の一の規模のため、そのままでは税制上の適格合併（共同事業を営むための合併）の規模要件を満たすことができず、IDCSの繰越欠損金を引き継ぐことができない。そこで、ヤフーはソフトバンクからIDCSの全株式を約450億円で買い取り、100%子会社とした上で、税制上の適格合併（100%グループ内の合併）を行った。

ただ、合併法人と被合併法人

の特定資本関係が5年未満の場合、「みなし共同事業要件」を満たさないと、繰越欠損金の引継ぎに制限が課せられてしまう。この点についてヤフーは、IDCSを吸収合併する約3月前、ヤフーの代表取締役がIDCSの非常勤で無報酬の副社長に就任。これにより、みなし共同事業要件のうち「事業関連性要件」と「特定役員引継要件」（被合併法人の常務以上の役員が合併後に合併法人の常務以上の役員になることが見込まれていること）を満たしたと判断。その後、ヤフーはIDCSを吸収合併し、IDCSから引き継いだ約540億円の繰越欠損金をヤフー本体の損金として処理した。しかし、東京国税局は、法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算）の規定に基づき、組織再編成税制を利用した租税回避行為と判断。約540億円の申告漏れを指摘し、約265億円の追徴課

税を行ったことで争いとなったわけだ。

では、132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、どのようなケースが当てはまるのだろうか――。最高裁は、「組織再編成税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるもの」と解釈。

その濫用の有無の判断に当たっては、「①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等」の事情を考慮した上で、「当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編成税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否か」という観点から判断するのが相当であるとした。

その上で、最高裁はヤフーの組織再編について、副社長就任は、本件合併などの提案が示された後の依頼で、その前から事業上の目的や必要性が具体的に協議された形跡はないことを指摘。さらに、合併などの提案、副社長就任、企業の買収等の行為はごく短期間に行われていること。取締役副社長となったものの、その業務はおおむね合併などに向けた準備やその後の事業計画に関するものにとどまることなどを挙げて、明らかに不自然なものというべきであるとの見解を示した。

そして、副社長就任の事業上の目的や必要性が事前に認識されていたとは言い難く、税負担の減少以外にその合理的な理由といえるような事業目的等があったとはいえないと判断。

副社長就任は、組織再編成税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものとして、132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たるとして、原審の判断を是認した。

新しい国税不服申立制度 4月1日以後の処分から

行政不服審査法が改正されたことにともない、国税通則法も改正され、平成28年4月1日から国税に関する審査請求の手続きが変更された。

主な変更点としては、まず、これまでの不服申立ては、原則として、税務署長等に対する異議申立てを経なければ、審査請求を行うことができなかった。この異

議申立ての名称を「再調査の請求」に改め、国税不服審判所長に対する審査請求と、税務署長等に対する再調査の請求のいずれかを選択できるようになった。

次に、不服申立てをできる期間は、原則として処分があったことを知った日の翌日から2カ月以内となっていたが、3カ月以内に延長された。

そのほか、これまで審査請求人は、原処分庁が任意に提出した書類等に関し閲覧を請求することができ、書類等の写しの交付の請求はできなかったが、任意で提出した書類のほか、担当審判官が提出を求めて提出された書類等についても閲覧及び写しの交付を請求できるようになった。

また、口頭意見陳述に際し、

原処分庁に質問をすることができるようになったほか、担当審判官が審理手続を終結したときは、速やかに審理関係人に対して、審理手続を終結した旨を通知することとされた。

なお、平成28年3月31日までに行われた処分については、旧制度が適用される。

書籍紹介 業務に役立つおすすめの本

イラストや図表を交えた、相談者への対応に最適な2冊



今のうちから考えよう 相続税対策のはじめ方

林仲宣・角田敬子・茂垣志乙里 著
2014年7月刊 B5判 128頁 定価1,458円(税込)

将来相続税に関わる可能性が高い、都市圏のサラリーマン家庭を想定し、相続税の準備と手続きに必要な基本的な項目を解説。通読することで、相続税及び贈与税の基礎知識が理解できるように編集。



年金世代から考える税金とのつきあい方と確定申告

林仲宣・角田敬子・茂垣志乙里 著
2015年12月刊 B5判 116頁 定価1,458円(税込)

サラリーマンを卒業した方とその家族の方々を想定し、60歳からの生活に出てきそうな所得税に関する項目を解説。サラリーマンの定年退職を第二の人生のスタートとしてとらえ、退職後の生活を再構築するときに役立つ内容。

熊王税理士の

ワンポイント講座

消費税の落とし穴はココだ!!

軽減税率制度の適用範囲
対象品目どこで線引き?

Q 消費税の税率が10%に引き上げられるとともに、軽減税率が導入されますが、その線引きについて、外食業界や小売業界の経営者たちは「分かりにくい」と困惑しています。増税が再延期になるという噂も一部ではあるようですが、現時点で分かる範囲で結構ですので、消費税の軽減税率が適用される取引の範囲について教えてください。

A 平成29年4月1日より消費税率は10%になりますが、税率の引き上げと同時に「飲食料品と新聞の譲渡」については8%の軽減税率が適用されることとなりました。

○飲食料品の譲渡

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品をいいますが、酒類の販売は軽減税率とはなりません。また、食品衛生法上の飲食店・喫茶

店・その他の食事の提供を行う事業者が、「一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供」は、軽減税率対象取引から除外されていますので、ファミリーレストランや食堂における店内飲食は標準税率が適用されることになります。

一方で、出前や宅配は「飲食設備等のない場所において行う食事の提供」であり、軽減税率が適用できることとなります。

新聞記事によれば、「フードコート」と呼ばれるショッピングモールや空港などでみかける共用の飲食スペースでの食事は標準税率になる一方で、コンビニの「イートインコーナー」で持ち帰りのできる弁当などを食べたとしても、これは軽減税率でよいとのこと。屋台の「たこ焼き」や「焼きそば」が軽減税率、椅子のある屋台の「おでん」が標準税率になるとのことですが、その判断基準は、現時点では今ひとつはっきりしておりません。今後の

情報を待ちたいと思います。

○新聞の譲渡

定期購読契約が締結された新聞は軽減税率の対象となります。したがって、駅の売店やコンビニで販売する新聞は軽減税率の対象とはならず、標準税率が適用されることとなります。

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限られます。したがって、スポーツ新聞は、たとえ定期購読契約が締結され、家庭に配達されている場合であっても、「一般社会的事実を掲載する新聞」とは言えませんが、軽減税率の対象とはならないものと思われる。

ところで、平成27年12月31日の日経新聞朝刊(3面)には、一般紙のほか、スポーツ紙や業界紙も軽減税率の対象となる旨の記事が載っていますが、この記事はどのような根拠に基づいて掲載された

のでしょうか? 与党税制調査会の資料によれば、「書籍」や「雑誌」については、不健全図書類の排除が課題となることから、軽減税率を適用するかどうかは今後の検討課題としています。一方で、スポーツ新聞にはおよそ健全とは思えないような芸能人の色恋沙汰の記事やグラビアアイドルの刺激的な写真などが数多く掲載されており、その内容はとてもではありませんが健全と呼べるようなものではありません。

詳細は今後の情報を待つとしても、特定の業界だけを優遇するような不公平な税制ではなく、常識的に国民が納得できるような、公平な税制となることを願っています。



くまおう まさひろ
熊王 征秀
税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授ほか。消費税法関連の書籍も多数執筆。

税務スクランブル ~審判所の視点~

墓地なのに登録免許税を納付?

納税者の還付通知請求を認めなかった理由

本件土地は、遅くとも平成15年頃以降は墓地であり、また、地方税法第348条(固定資産税の非課税の範囲)第2項第4号に規定する墓地として固定資産課税台帳に登録されておらず、固定資産税も課されていない。

平成15年10月、請求人らの母親Aの代理人であったB司法書士は、本件土地について、昭和55年10月〇日相続を原因とする亡C持分全部移転の登記を受けるため、D法務局の出張所に対し、「登録免許税」欄に「登録免許税法第5条第10号」(以下、同法第5条第10号)と記載した登記申請書を提出。その際、固定資産証明書を添付し、そこには本件土地が固定資産課税台帳に登録されていない旨が記載され、「備考」欄には「地方税法第348条第2項第4号に規定する墓地のための非課税」と記載されていた。そして、補正指導を受けることなく、持分全部移転登記が完了した。

月日が流れて平成26年4月、B司法書士は請求人らの代理人となり、D法務局に対し、本件

土地について、平成25年12月〇日相続を原因とする亡くなった母親A持分全部移転の登記を受けるため、「登録免許税」は「金〇円登録免許税法第5条第10号による」とする登記申請を行った。

しかし、登記窓口担当者から、土地の登記記録の地目が畑であり、登記申請は同法第5条第10号に該当しない旨の補正指導を受けたため、D法務局に対し、土地の不動産価格を〇〇〇〇円、登記申請に係る課税価格を〇〇〇〇円、登録免許税額を〇〇〇〇円とする登記補正を行い、登録免許税の額〇〇〇〇円を納付して持分全部移転登記が完了した。

請求人らは、「墳墓地に関する登記」として非課税登記に該当し、登録免許税を納付したことは誤りだとして、還付通知をすべき旨の請求をしたところ、原処分庁が、還付通知をすべき理由がない旨の通知処分を行ったために争いが起きた。

登録免除税は流通税の性格
相続税等の財産税と異なる

請求人らは、「『墳墓地に関する登記』に該当するかどうかは、土

地の現況によって判断されるべき。同法第5条第10号は、墳墓地に関する登記と規定し、『登記簿(登記記録)上の地目が墳墓地である土地』とは規定してない」と主張。また、「相続税法第12条第1項第2号は墓所を非課税財産、地方税法348条第2項第4号は墓地を非課税と規定しており、該当するか否かは現況に従って判断されている。同法第5条第10号についても同様に現況に従って判断されるべき」、「過去に同法第5条第10号該当性を土地の現況により非課税と判断した先例があるから、本件登記も同様に判断されるべき」とした。

一方の原処分庁は、「同法第5条第10号は、墳墓地に関する登記と規定し、『現況が墳墓地と認められる土地』に関する登記とは規定していない。『墳墓地に関する登記』に該当するか否かは、土地の登記記録の地目に従い判断されるべき」と主張した。

これに対して審判所は、「同法第5条第10号の規定の適用は、登記記録の地目が墓地と記録されている土地に限られる。これは、登録免許税が、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付

すべき税額が自動的に確定する国税で、相続税等の財産税とは異なり流通税としての性格を有し、このような性格を持つ登録免許税において、登記官は不動産登記の際、登記記録や登記申請に基づき不動産の地目を形式的に判断する必要があるためである。したがって、現況地目が墓地であっても、登記記録の地目が墓地でなければ、同法第5条第10号の適用はない」と判断。

また、「登録免許税は、相続税および固定資産税とは課税の趣旨を異にするもの。相続税や固定資産税において不動産の現況に基づいて非課税該当性が判断されているからといって、同法第5条第10号の判断を同様にすべきものでもない」、「過去に非課税と判断した処理は誤った扱いで、過去に請求人らの主張内容に沿った処理が存在するからといって、請求人らの主張の正当性が裏付けられるものでもない」として請求人らの主張を棄却した。

登録免許税

先祖代々の墓

年間36時間の研修受講義務化にともない より受講しやすい研修環境を整備

研修受講の義務化が始まり、日税連や各税理士会では、全会員の年間36時間の受講達成に向けて、より受講しやすい研修環境の整備を進めている。その具体的な取り組みについて、日本税理士会連合会の研修部を担当する瀬上富雄専務理事に話を聞いた。



日本税理士会連合会 専務理事 瀬上 富雄 税理士

研修機会の増加、旬のテーマ選定etc

—研修の受講義務化がいよいよスタートしました。

税理士の研修受講義務化は、昭和55年、平成13年、平成26年の3回にわたる税理士法改正によって段階的にハードルが上がってきました。今回、税理士法による義務化は実現できませんでしたが、会則によって義務化されたことは、次の世代に向けたひとつのステップだと考えています。

—研修受講率を高めるための施策などを講じる予定はありますか。

日税連および各税理士会では、会員に対して現在の会場型の研修会だけでなく、インターネットやライブ配信といったより多くの受講機会を提供することで、受講率の向上を目指すと共に、会員の資質の向上を図るために研修内容の充実について施策の検討を行っています。まず、会場型研修については、平成28年度における「全国統一研修会」を年間101会場で実施するほか、原則として税理士の登録を受けた日から1年以内の税理士を対象とした「登録時研修」についても年間22会場で実施を予定しています。また、研修ホームページについては、「全国統一研修会」101会場のうち10会場分を収録して配信するほか、マルチメディア研修についても平成28年から年5回配信に変更します。そのほか、「公開研究討論会」の配信、各税理士会が独自に実施・収録した研修18本（東京会5本・関東信越会2本・近畿会10本・名古屋会1本）を提供研修として配信する予定です。なお、平成26年度に各税理士会・支部等が独自に実施した研修の開催数は、計5,455回となっており、税理士会員が研修受講しやすい環境整備に努めています。

—現在の研修ホームページの配信数を教えてください。

平成28年4月15日現在、研修ホームページの配信数は合計100本、配信時間は313時間となっています。今後は本数を増やすことも大切ですが、研修内容をカテゴリー別に分類するなど、使い勝手

を良くする工夫も必要だと考えています。なお、昨今のIT化への対応として、一部の研修についてはスマートフォンやタブレットでも視聴することが可能です。

—ライブ配信は、具体的にどのように行われるのでしょうか。

ライブ配信については、既にいくつかの税理士会で導入しており、研修提供のツールとして機能しています。各税理士会によって取り組み方が異なりますが、地方の税理士会であれば、都市部で行われる研修会場に行かなくとも、近隣の会場で受講できることが大きなメリットになります。また、受信会場は、前面にあるスクリーンの映像を見ながら受講しますが、会場型研修と同様に臨場感もあります。私が所属している東京税理士会の場合、ひとつの大きな会場で研修会を行い、そのほかに500人程度収容できる数カ所の会場といくつかの支部に向けて、その研修会の模様をサテライトで配信することを検討しています。

会場型、オンデマンド、ライブ配信、それぞれにメリット、デメリットがあり、研修内容によっても向き、不向きがあります。各々の特徴を踏まえながら、上手に取り入れていきたいと思えます。

—今回の義務化を受けて研修諸規則も見直されるのでしょうか。

すでに、日税連において規定等の整備を行い、平成28年4月1日から全国統一化された新しい研修諸規則が施行されました。研修受講義務化は、税理士会の自律規範である「研修規則」において、①36時間以上の研修の受講義務、②受講義務の免除要件、③研修の科目、④受講義務の履行等に関する情報の公表等を定めています。そのなかで、新たなものとしては、研修科目に「税理士法その他職業倫理に関するもの」を追加、一部税理士会で運用されていた認定団体制度を追加、マルチメディア研修の18時間の受講時間算入制限の撤廃などがあります。

—マルチメディア研修だけでも36時間の受講が認められるわけですか。

はい。先ほども述べましたが、現時点でも100本の配信数となっていますので、研修ホームページからのWeb受講だけでも年間36時間の受講は十分達成できる状況となっています。ただし、例えば、認定研修の要件のハードルを下げることや、書籍等を読んでレポート提出することを認めるなど、露骨な単位取得の拡大策は考えていません。むしろ、全国の税理士会でバラバラになっていた研修ルールを統一化し、すべての会員が同じ条件のもとで、36時間の受講達成を目指すための土壌を整えることに主眼を置いています。

税理士会員の資質向上の一助に

—研修科目に「税理士法その他職業倫理に関するもの」が含まれたことで、どのようなことが期待されますか。

税理士法や職業倫理を深く学ぶことで、いろいろな事故を防げる可能性があると考えます。それと同時に、税理士会や税理士制度について、これまで以上に興味を持って頂けたら嬉しいですね。なお、「職業倫理」については、平成27年度第4回マルチメディア研修のテーマとして取り上げ、研修ホームページにおいて配信中です。是非、ご覧になって頂きたいと思えます。

—受講義務の免除要件などはあるのでしょうか。

会則上であっても研修を義務化する以上、当然、免除規定を設ける必要があります。そこで、会則において「公職に就き業務を停止した場合その他の事由」として規定し、詳細については研修規則で定めています。具体的には、①負傷又は疾病により療養していること、②震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること、③税理士法43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること、④国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること、⑤出産、育児、介護その他これらに類する事由によること、以上の5点のいずれかに該当するときは、所属する税理士会に対

して受講義務の免除の申請をすることができます。

—履修義務の未達成者の氏名は、どのように公表されるのでしょうか。

研修受講義務化の法定化を求めている際、「日税連においては、研修義務の未履行者の公表等所要の措置を講じる」と明記していましたが、税理士法上の努力義務規定が改正されていませぬので、法令と会則の平仄を合わせる必要がありました。そこで、「研修の受講時間及び研修の受講義務の免除に関する記録（前年度分）」が、税理士等の情報の公開に関する規定による公開情報として追加されました。なお、公表は平成30年度（平成30

年4月1日～平成31年3月31日）の受講時間から適用され、平成31年10月に日税連ホームページの「税理士情報検索サイト」内で公表されます。

—最後にメッセージをお願いします。

研修の受講義務にあたって、受講義務は全国一律にもかかわらず、受講機会や利便性には大きな格差が存在するとの声も聞かれます。確かに、都市部の税理士会員と、過疎地や離島の税理士会員は受講機会という点で機会均等とは言えないでしょう。こうした点を解消する観点からも、日税連では、より受講しやすい研修環境の整備、研修機会の増加策の検討、時宜に適したテーマ選定等を進め、会員の資質向上の一助となるよう努めていきます。研修のインフラがより整備され、会員の研修受講率が向上した先には、研修受講義務の法定化もあると思います。納税者からの信頼、そしてより良いサービスを提供していくためにも、すべての税理士会員が研修の重要性を認識して頂き、36時間以上の研修受講を達成していただきたいと願っています。そのことが、税務の専門家としての能力を保持すること、さらには税理士制度が社会から必要不可欠な制度として認識されることにも繋がると信じています。

政策目標 2023年に農業法人5万件へ 会計人に求められる役割とは!?

農業者の高齢化や遊休農地の増加、TPP参加の行方など、日本の農業は多くの課題を抱えている。こうした状況の中、国としては農業経営の法人化を強力に推進し、農業経営力の向上を目指しているところだ。これから日本の農業はどう変わっていくのか、また、会計人に求められる役割などについて、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会の会長を務める森剛一税理士に話を聞いた。

一般社団法人 全国農業経営コンサルタント協会
会長 森 剛一 税理士



——近年、日本の農業を取り巻く環境は、どのように変わってきていますか。

これまで、国は農業の担い手として集落営農の推進に力を入れてきました。集落営農とは、集落を単位として生産工程の全部または一部を共同で取り組む組織で、いわば『農業の共同化』という点に主眼が置かれていたわけですが、近年になり、国は農業経営の法人化を進める方向にシフトしました。すでに、畜産などは法人化して企業的な経営に乗り出すところも多く、キノコ栽培のような施設型農業、土地利用型の大規模な水田農業なども法人化が進んでいます。こうした法人化を後押しするため、平成28年度予算として「農業経営力向上支援事業」に6.5億円が計上されています。

——農業経営力向上支援事業とは？

意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、さらなる経営発展を図ることができるよう、法人化の推進や経営の質の向上を支援することを目的とした事業です。具体的には、都道府県段階において法人化推進体制を整備し、税理士や中小企業診断士など法人化・経営継承に関する専門家を派遣するほか、セミナーや研修会の開催、相続窓口の設置などを推進します。また、法人化に要する経費等の支援や、組織的経営力の向上などをサポートしていきます。日本の農業の法人経営体数は、2014年時点で1万5300法人でしたが、同事業によって2023年までに5万法人に増加させることを政策目標として掲げています。

——農業法人を設立するメリットを教えてください。

例えば、農林水産省では、農業・水産業の第1次産業に、食品加工の第2次産業、流通・販売の第3次産業の要素を加えた第6次産業化を推進していますが、実際に農産物の加工販売まで自前で行うとなれば、設備投資などの資金が必要となってきます。融資などを受ける場合、家族経営よりも法人経営のほうが金融機関などに対して信用力が高まります。また、アルバイトやパートであれば、個人経営でも雇うことができますが、正社員を雇用するとなれば、社会保険などが整備された法人でないと、なかなか就職先として考えてもらえないでしょう。こうした人材確保という面でも、農業法人のほうが有利だといえます。さらに、農業者の高齢化にともない遊休農地が増えています。こうした遊休農地を引き受けて規模を拡大する場合も、人材がそろった農業法人のほうが適しているといえます。

——遊休農地が増えているということは、農業をリタイアされる方が増えているのでしょうか。

はい。平成30年までに高齢化などで大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれており、国としても『農地中間管理機構』に農地を貸し付けた場合の贈与税の納税猶予の継続や機構集積協力金の交付など、「平成の農地改革」を強力に推進しているところです。平成28年度税制改正では、遊休農地の借

日本のTPP参加も視野に入れて 諸外国の農業の実態をおさえておく

受け・貸付けの橋渡しをする『農地中間管理機構』に遊休農地を貸し出した場合、固定資産税を軽減する措置が盛り込まれました。一方、遊休農地を抱えていたり、耕作を放置しているような場合は、ペナルティとして固定資産税が約1.8倍となります。

——家族経営から脱皮して法人経営を目指す場合、JA（農業協同組合）などがサポートしてくれるのでしょうか。

JAなどの農業者組織もサポートしてくれますが、農業法人に対する経営のアドバイスや、その後の法人税申告となれば、やはり税理士の出番ではないでしょうか。私が会長を務める一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会には、農業支援のスペシャリストを目指し、100人以上の税理士・公認会計士が会員となって知識やノウハウを習得しています。

——具体的に協会ではどんな活動をしていますか。

年に3回、農業政策や農業経営の最新情報などをテーマに勉強会を開催しています。農業経営の成功事例なども研究し、関与先へのアドバイスに繋げています。また、新規事業の開拓や設備投資などの資金調達において、農業特有の補助金や助成金などが多々あります。関与先の事業内容などに合わせて的確なアドバイスを提供できるように、単に申請方法を学ぶのではなく、その補助金や助成金が設けられた背景なども勉強しています。そのほか、国内の農業の実情を学ぶため、現地研修を毎年1回実施するほか、数年前からは日本のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加を視野に入れて海外研修を2年に1回行っています。

——TPPに参加した場合、日本の農業はどうなると思われますか。

参加する、しないは別として、これからの時代は自国で得意とするものは輸出するし、そうではないものは輸入するといった国際的な農業の分業が進んでいくと考えます。国際的に競争力が劣るものについては、縮小する方向に進んでいくかもしれませんが、日本な

らではのブランド価値を押し出し、伸びていく農作物もあるでしょう。いずれにしても、実際にTPPに参加するとなれば、日本の農業に大きな影響を与えるのは必定です。今後輸出を考えている農業者に対して適切なアドバイスをするためにも、逆に、輸入農産物と競合にさらされる業種がどのように生き残っていくのか、農業者と一緒に考えていく上でも、諸外国の農業の実態や農業政策、消費者の動向などを先行して勉強しておく必要があると思います。

——農業支援に特化している会計人は多いのでしょうか。

正直、多くないと思います。今から農業支援の特化を目指しても十分ビジネスチャンスに恵まれるでしょう。ただし、1件当たりの単価は高くありませんので、多くの農業者をまとめて支援できるような事務所の態勢作りが重要といえます。もちろん、農業支援を行うための専門知識を身に付けることも不可欠です。

——そのほか、農業者が抱えている課題などがあれば教えてください。

直近の課題としては、マイナンバーの取扱いがあります。中小企業ではマイナンバー対策を講じるところが増えてきましたが、農業法人の中には未対応のところが多くありません。また、農業者は、消費税の免税事業者が大多数を占めますので、インボイスが導入されれば、農産物の取引から排除されるケースが少なからず出てくると思います。これは非常に大きな課題といえます。さらに、地域によりますが、地方都市の近郊に住んでいる農家などは、土地を資産的に保有している方も多く、相続税対策が必要となってきます。実際、私どもの協会会員にも、農業経営を支援している関与先から相続支援や相続税申告の依頼が寄せられています。

——お話を聞いていると、農業支援の役割を担うのは、やはり会計人が適しているように思います。

先ほどの第6次産業もそうですが、これからの農業経営には経営者の視点が求められてきます。果樹栽培や野菜栽培のように大規模化があまり適さないものもありますが、個人農家でもインターネットを使って野菜や農作物を直売する時代です。経営力の向上や販路拡大、他社とのマッチングなどは、会計人の得意とするところではないでしょうか。日本の農業を活性化させるためにも、是非、多くの会計人に農業支援のサポーターになって頂き、国が推進する「農業経営力向上支援事業」にも積極的に参画してほしいと思います。

信託設定とその評価について

～受益権が複層化された信託～

近畿大学法学部教授 **ハツ尾 順一** 公認会計士・税理士

信託税制では、信託の効力が発生した場合、適正な対価を負担せずにその信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう）となる者があるときは、その信託の効力が生じたときにおいて、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の委託者から贈与により取得したものとみなされます。ただし、その信託の効力の発生が委託者の死亡に基因する場合には、遺贈とみなされます（相法9の2①）。

そして、これらの信託の効力が生じたとき＝信託を設定する法律行為の効力が生じたときに「贈与」又は「遺贈」とみなされ、課税関係が発生することになりますが、その評価は、元本と収益の受益者が同一人である場合には、課税時期における信託財産の相続税評価額となります。また、元本と収益の受益者が異なる場合には、次のような評価を行います（財評通202）。

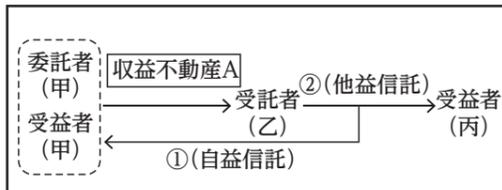
- ①元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の評価額から、②により評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の評価額を控除した価額
- ②収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計

上記の評価方法を算式にすると、右上のようになります。

$$\text{信託財産の相続税評価額} - \text{収益受益権の評価額} = \text{元本受益権の評価額}$$

具体的な事例を用いて、元本と収益の受益者が異なる場合の「収益受益権」と「元本受益権」の評価額を示しましょう。

甲（委託者）は、所有している収益不動産Aについて、乙（受託者）と「①収益を受ける権利（収益受益権）」と「②信託終了時に当該不動産の返還を受ける権利（元本受益権）」に分ける信託（信託期間：10年）を設定し、信託期間中の収益を受ける権利は、その不動産を所有している甲とし、10年後の信託終了時に当該不動産の返還を受ける権利を甲の子供である丙としました。この場合の信託設定時の甲及び丙の課税関係はどのようになるのでしょうか。例えば、収益不動産の評価額を1,000とし、収益不動産の年間利益を100とした場合、「収益受益権」と「元本受益権」の評価額及び課税関係はどのようになるのでしょうか。



甲の「①収益受益権」は、委託者＝受益者（自益信託）であることから、100については従前同様、所得税が課税されるのみで、他の課税関係は発生しません。丙については、信託の設定時に、次の算式に示すように「②元本受益権」の評価額147.1（1,000－収益受

益権の評価額852.9）が贈与税の対象として課税されます。

$$\text{信託財産の相続税評価額} 1,000 - \text{収益受益権の評価額} 852.9 = \text{元本受益権の評価額} 147.1$$

ちなみに、収益受益権の評価額（852.9）は、課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算して、(図1)のように計算されます。

このような計算をすることによって、丙は信託設定時に147.1の贈与税が課せられるものの、10年後の信託終了時には収益不動産Aを自動的に取得することになります。

現行の信託税制下の法令・通達等に基づくと、丙に対しては、以上のような評価額及び課税関係になると考えられます。

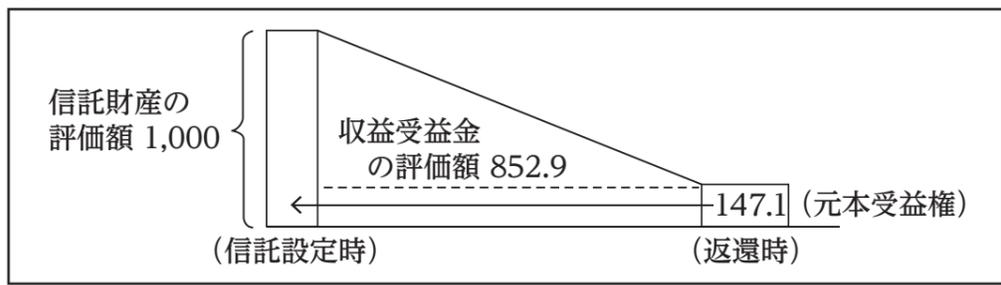
したがって、丙は10年後に収益不動産Aの返還を受けることとなりますが、その課税は、信託の設定時になされ、「147.1」の評価額に課税されるということになります。(図2)

ところで、甲は、収益受益権（自益信託）を取得しますが、従前と同様に、不動産所得を申告することになります。その際には、収益不動産Aの減価償却費、その他の不動産に係る経費を収入金額から控除して所得金額を算出すると考えられます。このように、信託財産の受益者を「収益受益権」と「元本受益権」など、それぞれ異なること（複層化信託）によって、丙は10年後ではあるものの、「147.1」の贈与税の課税によって、収益不動産Aの返還を受けることができるのです。

(図1)

	計算式		計算式
1年目	100×0.971=97.1	6年目	100×0.837=83.7
2年目	100×0.943=94.3	7年目	100×0.813=81.3
3年目	100×0.915=91.5	8年目	100×0.789=78.9
4年目	100×0.888=88.8	9年目	100×0.766=76.6
5年目	100×0.863=86.3	10年目	100×0.744=74.4
		合計	852.9

(図2)



税理士事務所・関与先企業の福利厚生にお得なサービス! 「**ベネフィット・ステーション**」

日本税協連による **大企業並みの福利厚生が低コストで実現!**
団体契約だから...

- メリット1 サービスメニューは全国で**90万件以上**。
- メリット2 5250社、378万人が利用する**業界NO.1**の福利厚生サービス。
- メリット3 会費は福利厚生費で**全額損金算入**ができます。
- メリット4 **ご家族の方**（配偶者・2親等内）も利用できます。
- メリット5 税理士先生のご紹介で**関与先企業も同条件**で加入できます。

こんなにお得なサービスで
特別料金 入会金 無料! 月会費1人 **800円!**
 ※福利厚生として事務所一括でご加入ください。

【サービスの一例です!】

- リゾート・トラベル**
国内外の特典・割引提携宿泊施設はリーズナブルな宿から高級旅館まで様々。格安航空券等もごさいます。
- レジャー・エンタメ**
遊園地、映画館、美術館、テーマパーク等が特別価格でご利用可能。ライブチケット等の先行情報も。
- スポーツ**
フィットネスクラブ・ヨガスタジオ等、全国3,300施設と提携。ゴルフ場、スキー場等の会員特典もごさいます。
- グルメ**
カフェからホテルレストランまで20%~50%OFFなどの会員特典の対象店舗は全国17,000件を突破。

資料請求・お申込みは...
【事務代行社】
(株)日税ビジネスサービス
☎03-3345-0888
<https://www.nichizei.com/nbs/>

突然の相続発生で譲渡所得税が… 他人事ではない 国外転出時課税

昨年7月から施行された「国外転出時課税制度」が、資産家や会社オーナーの相続に新たな課題を提起している。というのも、資産家や会社オーナーが亡くなり、自身が保有する国内企業が発行した株式などの有価証券等を国外にいる子等が相続する場合、その有価証券等の譲渡があったものとして「所得税」が亡くなった資産家や会社オーナーに課税されるためだ。相続税とは別の手続きで、しかも税負担が生じる可能性があるため、何の準備もしないまま相続が開始すれば、国外にいる子はもちろん、他の相続人や関係者が戸惑うのは必定といえる。そこで、国外転出時課税の落とし穴にハマらないためのポイントを検証する。

アドバイザー／税理士法人タクトコンサルティング

1. 国外転出時課税とは

国外転出時課税とは、合計で1億円以上の所定の有価証券等を所有する資産家が対象となる税制です。課税が問題になるのは、次の3つの場面です(所得税法60条の2、同60条の3)。

- ①その居住者が国外へ出て国内に住所がなくなる場合
- ②その居住者の保有する有価証券等を国外にいる子等(非居住者である親族等)へ贈与する場合
- ③その居住者の死亡で有価証券等が国外にいる子等(非居住者である親族等)に相続又は遺贈される場合

この時、保有する有価証券等の譲渡があったものとして、その含み益に譲渡所得税等が有価証券等の保有者である居住者に課税されます。この制度はもともと、国内なら本来課税される有価証券等の譲渡益に対して、非課税である外国へ出て、そこで有価証券を売却するなどして得た譲渡益に対し、課税を受けない事例があり、国際的な協調でこれを防ぐために新たに作られたものです。

このうち③のケースでは、申告手続きをする期限、有価証券等の価額については次の通りとなります。

③のケース	申告手続きをする者	期 日	価額の時点
その居住者の死亡で有価証券等が国外にいる子等(非居住者の親族等)に相続・遺贈される場合	相続人(準確定申告)	相続の開始を知った日の翌日から4か月以内	相続開始時

2. 相続時に対象となる被相続人・有価証券等

相続又は遺贈の時に国外転出時課税の課税対象となる資産家や会社オーナー(一定の居住者)とは、原則として相続又は遺贈の日前10年間のうち、国内に住んでいる期間が5年超である人です。そして、この人が相続又は遺贈の時に1億円以上の有価証券等を保有していると課税されることとなります(所得税法60条の3第5項)。注意したいのは、合計額が1億円以上と判定される有価証券等とは、被相続人が相続又は遺贈の日において有している上場株式をはじめ非上場の同族会社の株式、国債等の債権などのほか、未決済の信用取引、未決済デリバティブ取引のすべてが含まれている点です。非居住者である親族等が取得した有価証券等を含めて判定することになります。

申告までに対象となる有価証券等に関し相続人間で未分割の場合には、法定相続分で申告することとされています。

3. 課税の取消ができる場合

相続時の国外転出時課税においてみなされた譲渡等がなかったものとして課税の取消ができるのは、相続等により有価証券等を取得した非居住者である親族等に相続の時から5年以内に次のようなことがあった場合です(所得税法60条の3第6項)。

(ポイント1)

非居住者である親族等がいる場合、相続又は遺贈の時に国外転出時課税の対象となるかどうか、有価証券等の価額が1億円以上となるかどうか一つのポイントとなります。このため手始めに有価証券等の価額につき評価等の作業をする必要があります。特に、非上場株式の会社オーナーが被相続人であれば、その会社の非上場株式の評価をする必要が出てきます。申告期限は相続の開始から4か月以内ですから、会社の資産規模が大きく、評価自体に時間がかかるようだと申告期限に間に合わないことも予想されます。

会社オーナーが事業承継を重要な課題として捉え、すでに対策に向けた会社の株価算定等を始めていれば、恐らくデータ等も揃っていることでしょう。後継者候補に関する考えまで固まっていれば、ある程度、相続又は遺贈の時の国

(ポイント1)

「何やら、面倒な制度が施行されたものだ…」と文句を言っても仕方ありません。まずは、どんな時に困るかを考えましょう。①や②のケースは資産家や会社オーナー自身がコントロールできます。したがって、あらかじめ国外転出時課税のことを織り込んで行動することができます。

問題なのは③です。国内の資産家や会社オーナーによもやの相続が発生し、国外に留学していたり国外の現地法人の役員等の役職に従事している子等に有価証券等が移転する場合、思いがけない税負担が生じる可能性があります。申告期限までの時間もありません。

外転出時課税の「準備運動」ができていない状態だといってもよいかもしれません。もっとも、その社長が自身の会社以外の有価証券等を多く保有している場合は、その状況把握が必要となります。

一方、事業承継対策を全く講じていない場合は、少なくとも会社オーナーの保有する有価証券等について、財産債務調書等を利用するなどチェック体制を整えておくことが望ましいといえます。その上で、相続時の遺産分割についても考えておくことも必要ではないでしょうか。

なお、平成28年度税制改正では、法定相続分で申告した後、遺産分割協議が整い、有価証券等の相続につき異動が生じたことにより税額が異なることになった場合には、修正申告又は更正の請求をすることができるようになりました(所得税法151条の6、153条の5)。

なお、5年以内に帰国などをしなかった場合には、取消しできません。また途中で対象有価証

券を譲渡した場合には、譲渡した範囲で取消しができなくなります。

	譲渡がなかったものとされる有価証券等
①全員が帰国した場合(国内に住所を持つこと)	当該受贈者等が当該帰国の時まで引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引
②国内の居住者に対象有価証券等を贈与した場合	当該贈与による移転があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引
③死亡したことにより相続が開始し、新たに対象有価証券等を取得した相続人・受遺者が全員国内に住む居住者になった場合	当該相続又は遺贈による移転があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引

4. 納税猶予制度は担保に注意!

相続時の国外転出時課税制度には、納税猶予制度が設けられています。猶予期間は5年間で、延長の届出をすると最高で10年間猶予されます。資産家が亡くなって相続等により国外の子弟等へ対象の有価証券等が移転し、資産家本人に対し国外転出時課税が生じた場合には、国外にいる子弟等の全員が納税管理人の届出をし、猶予される所得税等を保全するための担保を提供すると、納税猶予の適用が可能になります。

手続きは、確定申告の際に納税猶予適用を受ける旨を記載するとともに、所定の「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》」・「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を添付、猶予される所得税と利子税の税額の担保を提供するこ

とが求められます。さらに、納税猶予期間中は、毎年の12月31日現在の対象となる有価証券等の状況について「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書」を翌年3月15日までに税務当局に出すことも求められます(所得税法137条の3)。

納税猶予のメリットは、次の2つがあります。

- ①その期間中に譲渡等した際の対象有価証券等の譲渡価額が相続開始の時の価額よりも下落しているときは、譲渡等の日から4か月以内の更正の請求をすることで譲渡価額を相続の時の価額として再計算し税額を減額できる。
- ②納税猶予期間満了まで保有していた有価証券等の価額が、国外転出時課税を受けた時よりも下落している場合にも、満了の日から4か月以内の更正の請求をすることで満了日の価額を相続時の価額として再計算し税額を減額できる(所得税法60条の3、第8項、第11項)。

(ポイント3)

確かに納税猶予にはメリットがあります。しかし、よもやの相続が発生し、国外転出時課税の申告時までには納税猶予の適用を受けようと思っても、担保が必要となるため、やはり戸惑うことが考えられます。もちろん不動産担保や会社自身が保証をすることで担保とすることは不可能ではありません。

しかし、相続財産のほとんどが同族会社の非上場株式で、ほかに適当な財産がない場合には、非上場株式を担保提供することになります。ただし、非上場株式の担保提供では引渡し前提であるため、株券が発行されていない場合には、発行しておくことが必要となります。譲渡制限が付けられている場合には、会社の定款等の変更をして譲渡制限を外す必要も生じてきますので、事前にチェックしておく必要があるでしょう。



経営者から顧問契約の依頼も！

会計事務所の武器となる補助金サポート

水谷翠税理士事務所
(東京・中央区)
所長 水谷 翠 税理士

企業の補助金申請などを積極的に支援している水谷翠税理士。経営者向けにセミナーを開催すると、多くの受講者から補助金申請などの仕事を依頼され、そこから税務顧問の契約に繋がることも多いそうだ。会計事務所における補助金サポートのメリットなどについて話を聞いた。

補助金を提案する力とサポートする力 事務所職員こそ両方を兼ね備えた人材

とおりに、経営者自身が事業計画を作成するよりも、プロの手による事業計画のほうが、審査が通りやすいのは確実です。では事業計画のプロとは、誰か。それは、日ごろから財務情報を取り扱い、資金計画の相談に乗り、多数の経営の例を間近で見ている我々会計事務所です。企業の補助金支援ということ言えば、税理士の先生方もそうですが、会計事務所の職員こそ、適任者だと考えています。

——なぜ、会計事務所の職員が適任だと思われるのでしょうか。

大きく2つの理由があります。1つは、職員の方々は多くの関与先を担当し、経営状況などを日頃から把握していますので、個々の会社に適した補助金をマッチングさせることができる点です。もう1つは、経営者自身が事業計画を作成すると大変ですが、会計事務所の職員の中には、すでに関与先の事業計画を作成されている方もいますし、それほど経験がない職員でも皆さん元々数字に強く、また規定の読み込みが得意ですので、慣れればすぐに作れるようになると思います。お客様に補助金を提案できて、それをサポートする力もある、これほど適した人材はありません。職員が自発的に補助金支援を行うことにより、顧問料以外の報酬が得られることはもちろん、他にも関与先目録での情報収集の感度が上がる、事業計画策定スキルの向上、関与先との信頼関係が強くなる、モチベーションの維持向上といった様々なプラスの効果も期待できます。

——補助金の情報はどこで入手できますか。

「ミラサポ」や「J-NET21」というサイト内に補助金の検索画面がありますので、それらを利用して情報収集すると便利です。ただ、補助金の申請書類などをダウンロードすると、ページ数が多くて読むのが大変です。そこで、「誰が」「どの事業で」「どんな経費が使えるか」、そして「いつか」という4つのポイントを押さえながら読むと、補助金の概略を素早く把握できると思います。実際に補助金を申請する場合には、書類等を細かく読み込んでいく必要がありますが、最初のステップとして、関与先が補助金を使えるかどうかをふるいにかけるという意味でも、この4つのポイントを押さえておくのは有効です。ちなみに、補助金の情報を提供するだけでも、関与先によってはビジネスチャンスに繋がることがあります。

——具体的にどのようなケースでしょうか。

例えば、会社が喫煙室などを設置すると、職場における受動喫煙防止対策として工事費が補助されます。その情報を建築業者や内装工事の関与先に伝えることで、それらの企業では、お客様が補助金を利用する工事の営業を展開することができます。そのほか、ホームページの制作費用について、ある自治体が補助金を交付するといった情報を入手した場合、その情報を関与先のホームページ制作会

社に伝えることで、その自治体の地域に絞り込んだ営業活動ができるでしょう。それによって仕事が受注できなかつたとしても、そうした補助金の情報提供を続けることで、会計事務所と関与先の信頼関係も深まると思います。

——そのためにも日頃からの情報収集は欠かせませんね。

補助金の種類は非常に多いので、すべての情報を一人で網羅するのは至難の業です。そこで、例えば、関与先が使えるような補助金の情報を職員が持ち寄り、会計事務所の朝礼や勉強会などで発表する機会を設ければ、新しい気付きなどが生まれて効果的だと思います。

——補助金のサポートにおいて注意すべき点があれば教えてください。

まず、補助金の申請が採択されても、補助金が交付されるのは、実際に事業を行って完了報告を提出しその審査が終わってからです。その間、会社が費用を先払いすることになりますので、資金繰りの面で注意が必要です。また、補助金を受け取った後も5年間の報告義務があるほか、補助金の対象事業から多くの利益が生じた場合、補助金の一部を返納する「収益納付」があります。経営者の中には『儲かったら返さなければいけないなら補助金なんていらない』という方もいるかもしれませんが、事業の見通しが不透明な状況で、失敗した場合には補助金を返す必要がないのであれば、やはり大きなメリットではないでしょうか。

——補助金サポートは会計事務所の武器になりそうですね。

私はそうと思いますが、税理士によって補助金の捉え方に温度差があるのは事実です。「生産性向上設備投資促進税制」を利用して中小企業も少なくありませんが、恐らく、その大半は税理士の先生方がサポートしていると思います。そこを支援されていらっしゃるのであれば、補助金申請などのサポートは決して難しいものではありません。一方で、税額控除制度に手が届かない中小企業であっても活用できるところが補助金の魅力の一つでもあります。また、認定支援機関の認定を受けたものの仕事がないという声をよく聞きますが、例えばものづくり補助金を申請する場合、認定支援機関による支援が要件となっているため、ものづくり補助金に関心がある経営者の中には、認定支援機関を自分で探して問い合わせている方もいらっしゃいます。これは、非常にもったいないですね。そもそも、会計事務所の日常的な業務として、関与先の事業計画を作成しているところは少なくないと思います。補助金の申請のために事業計画を作るのではなく、関与先の事業計画における資金調達のひとつの手段として補助金がある——そんな捉え方をしてみると、イメージも少しは変わるのではないのでしょうか。

——補助金の申請などを積極的に支援されていますが、そのキッカケからお聞きします。

平成24年度補正予算で創業補助金の公募が行われた時、東京都の創業補助金事務局で仕事をする機会がありました。審査自体には関わっていませんが、申請書の処理から審査までの一連の流れ、どのような申請書が採択されるかなど、申請する側には分からない内情や実例を現場で学ぶことができたのは、非常に貴重な経験でした。プロジェクトを終えて、通常の税理士業務に戻りましたが、事務局での経験を活かして経営者のお手伝いをしたいと思うようになり、それ以来、補助金サポートに力を入れています。まず初めに、補助金をテーマにしたセミナーを開催しましたが、企画から会場の手配、集客まですべて一人で行っていました。

——セミナーの参加者から仕事を依頼されることもありますか。

経営者向けにセミナーを開催すると、参加者の半数くらいから補助金申請のお手伝いを依頼されます。特に、創業補助金を検討される方の大半は、顧問税理士がいませんので、補助金の支援から税務顧問の契約に繋がるケースもありますね。また、セミナーを受講されて諸々の理由からご自身が申請の対象外であることが判明するような場合もありますが、この場合には他の種類の補助金を提案したり、その他の資金調達等の相談に乗るなどしてその後の税務顧問契約に繋がったこともあります。

——確かに、補助金を受け取ることができれば、経営者の信頼も高まって顧問契約に繋がりますね。

申請書が採択されて補助金を受け取ることでも大事ですが、税理士にとって非常に大きいのは、補助金を申請するに当たり、経営者と一緒に事業計画を作り上げることです。経営者は一体何がしたいのか、どのように事業を発展させたいのか、お互いに膝を突き合わせて考えていく中で、信頼関係が生まれてきます。補助金をもらえるのであれば、それに越したことはありませんが、経営者との信頼関係の構築が、税務顧問の契約に繋がっているのではないかと考えます。ちなみに、申請書が採択されなかつたとしても、しっかりとした事業計画が出来上がっていますので、そのまま金融機関に持ち込んで融資がおろすることも珍しくありません。

——会計事務所が作った事業計画であれば、審査も通りやすいのではないのでしょうか。

運・不運も多少はありますが、おっしゃる



節税と脱税の判別の難しさ

～ 二つの「脱税」事件の検証 ～



日本税制研究所 代表理事 **朝長 英樹** 税理士

昭和57年4月～成田・京橋税務署、東京国税局調査部において主に法人税調査・審理に従事。平成7年7月～財務省主税局において組織再編成税制の創設・連結納税制度の創設等の税制改正を主導。平成15年7月～税務大学校勤務。平成18年に退官。同年に税理士登録。



「節税」は「租税回避」と言われる可能性があるが「脱税」とは全く違う、と考えておられる方々がほとんどではないでしょうか。しかし、現実には、「節税」と思って行ったことが、思いもかけず「脱税」とされて刑事事件となるということがあります。

所得税の脱税を行ったとして起訴され、平成26年5月21日に東京地裁で無罪判決が出され、本年2月26日に東京高裁が東京地裁の無罪判決を破棄して差し戻した事件、そして、消費税の不正還付を受けたとして起訴され、平成27年3月16日に東京地裁で一部無罪一部有罪の判決が出され、本年1月29日に東京高裁が全部有罪の判決を出した事件を見てみましょう。

同族会社の不動産取引は「仮装」 高裁 地裁の無罪判決を破棄

所得税法違反事件は、弁護士と公認会計士の方が被告となっており、「被告人両名は、共謀の上、被告人A（注：弁護士）の所得税を免れようと企て、同被告人が個人事業として行った不動産取引であったにもかかわらず、繰越欠損金を計上する有限会社P社等の法人の名義を利用し、あたかもこれらの法人が行った取引であるかのように装うなどの方法により所得を秘匿した」（検察側の主張）として起訴されています。

この記述から、弁護士と公認会計士の方の同族会社が行った不動産取引は弁護士の方が個人として行った取引であって、それを同族会社が行った取引として申告したことは「仮装」である、とされたことが分かります。

この裁判においては、実質所得者課税に関する所得税法11条の解釈について、地裁判決で、「この条文は、実質主義を定めた条文であるといわれているが、課税の対象である利益は、経済活動ないし経済現象に基づいて発生するものであるところ、その経済活動ないし経済現象は、第一次的には私法によって規律されているのであるから、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきものであり、このことは、租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためにも必要なことといえる。したがって、前記条文の意味する「実質」も、法による枠組みを離れた犯罪行為等による収益の場合を除いては、基本的に法的な意味での実質をいうものと解される。」とされています。

この判示から、不動産取引の当事者に関する判断に当たり、実質所得者課税の規定の解釈が参照されたことが分かります。

読者の方々は、ここまでの説明だけでも、

この「事件」は「脱税」か否かではなく「節税」か「租税回避」かという事案ではないのかと感じられたのではないのでしょうか。「法人」は自然人と違って体がありませんので、同族会社が不動産取引を行う際に役員等が取引行為を行うことは当然のことであり、また、実質所得者課税の規定も、広義の「租税回避」の否認規定という性質のものであります。加えて、地裁の判決は、「脱税」の要件である犯意（故意）に言及していません。

しかし、高裁は、地裁の無罪判決を破棄して地裁に差し戻しました。この高裁判決は、まだ現時点では閲覧ができませんので詳細は分かりませんが、マスコミ報道によると、破棄差し戻しの理由は、弁護士の方がP社等の事業資金の処分権限を行使していたとみられること等とのことです。

この高裁判決では「一審の判断は不合理で事実誤認の疑いが生じる」と判示されているとのことですが、実務家からすると、この事件は「節税」又は「租税回避」に止まるものという印象を受けるのではないのでしょうか。

消費税の「架空」計上を指南 脱税の犯意（故意）は…？

消費税不正受還付事件は、会社員の方が消費税不正受還付の共謀共同正犯として被告となっているものです。

この裁判では、会社代表者の甲が自らの会社でマンションを購入して消費税の課税仕入れを計上し、中古車の仲介売上とコンサルタント収入を消費税の課税売上として計上することで、消費税の還付を受けたことについて、これらの課税売上が「架空」であるとして「脱税」とされ（甲の脱税事件に関しては、地裁判決で有罪が確定済み）、その「架空」計上を「指南」したとして、会社員の方が起訴されています。

この事件の高裁の判決では、中古車の売買を「架空」とする理由の一つとして「甲は、中古車の売買をするときに最も重要な事項というべき、車種も売買価格も知らなかった」と述べています。しかし、そもそも、会社の代表者が中古車の売買をすることを他の者に依頼した場合に、会社の代表者が「車種」や「売買価格」を知らなかったということがその売買を「架空」とする根拠になり得るのか、という疑問が残ります。また、高裁の判決では、「転売は、通常、利益を得る目的で行うものであり、その利益額は、転売を行う者において、自己の行う経済活動の内容や、転売に伴う瑕疵担保責任の負担等を考慮して、自主的に決定できるはずであるのに、エ

プリイの取引では、そのようになっておらず、甲は、転売利益額の決定に全く関与していない。確かに、転売利益として5万円が会社に残っているが、これは被告人が一存で定めた額であり、転売契約が不自然に見えないようにするためのものと認められる。」と述べています。これに関しても、そもそもインターネットで購入した中古車を転売するだけの取引において「瑕疵担保責任の負担」を考慮して取引を行うなどということは行われていないのではないかと、他の者に転売取引を依頼した会社の代表者が「転売利益額の決定に全く関与していない」ということが取引を「架空」と認定する根拠になるのか、5万円は「転売利益」以外の何になるのか、というような根本的な疑問も残ります。

読者の方々は、「物」が動いており、「金」も正しく支払いされており、妥当な金額の「利益」も得ており、また、還付申告を行っているため取引を行う「意思」があったことも明確ですから、取引は「架空」ではなかったのではないかと、自動販売機スキームと同じではなかったのか、と感じられるのではないのでしょうか。

加えて、この会社員の方は、自らの会社でマンションを購入するとともに課税売上を計上して消費税の還付を受けることを既に行ってきており、それらはいずれも「脱税」とはされていない（即ち、「脱税」を行わなくても消費税の還付を受けられることを知っている）わけですから、この事件において、「脱税」の犯意（故意）があったと認定するのは難しいように感じます。この地裁判決及び高裁の判決にも、上記の所得税法違反事件と同様に「脱税」の要件である犯意（故意）に関する言及がありません。

この事件においても、甲と会社員の方は、いずれも「大丈夫」と思っていたのであって、「脱税」を行う意図は全く無かったのではないかと、感じます。

「節税」「租税回避」「脱税」の関係

これらの二つの「脱税」事件を見ると、「節税」「租税回避」「脱税」の関係は、「租税回避」を中央にして左右に「節税」と「脱税」が並ぶ関係ではなく、これらの3つが相互に接する関係となっており、「節税」を行うに当たっては、「租税回避」とすることがないようにすることは当然として、「脱税」とされることがないように注意することも非常に重要となる、と改めて感ずるところです。



日税グループは、税理士先生の 相続業務をバックアップいたします!

株式会社 日税ビジネスサービス



株価算定に関するお悩みなら…

日税株価算定支援サービス

評価方法が多岐にわたる非上場株式の株価算定の依頼に対し、株式会社日税ビジネスサービスと太陽グラントソングループが提携し、税理士の先生をサポートいたします。

無料相談
実施中

M&Aに関するお悩みなら…

日税M&A情報ネットワーク

関与先様等のM&Aに関する先生方のお悩みに対し、株式会社日税ビジネスサービスとM&A支援の経験・実績が豊富な株式会社ストライクが協同でお答えいたします。

無料相談
実施中

詳細につきましては、(株)日税ビジネスサービスのホームページをご覧ください。

日税ビジネスサービス

検索

株式会社 日税不動産情報センター



関与先様の相続にまつわる
不動産ソリューションをご提案いたします

- ・相続発生時の土地の評価資料が欲しい。(広大地評価、不整形敷地評価など)
- ・相続した不動産の物件調査や時価評価をしてほしい。
- ・相続税の納付対策を検討したい。

安心のネットワーク

- 東京本社 ☎03-3346-2220
- 東京東支店 ☎03-5284-1162
- 東京西支店 ☎042-528-7757
- 埼玉支店 ☎048-669-1101
- 千葉支店 ☎043-301-8666
- 横浜支店 ☎045-262-1551
- 名古屋支店 ☎052-752-6700
- 大阪支店 ☎06-6949-4664
- 神戸支店 ☎078-221-0911

誠実、公正、守秘を
モットーに全力で
お手伝いさせて
頂きます!

遺産分割対策

納税資金対策

相続税対策

お客様一人ひとりの状況を的確に把握・分析し、
生命保険を活用した最適な相続対策をご提案いたします!

株式会社 共栄会保険代行



0120-922-752 bestplan@nichizei.com

- 東京本社 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルトワー29階
- 北海道支店 札幌市中央区 札幌北辰ビル6階
- 千葉支店 千葉市中央区 千葉県税理士会館1階
- 埼玉支店 さいたま市大宮区 埼玉県税理士会館1階
- 横浜支店 横浜市西区 税理士会館1階
- 名古屋支店 名古屋市千種区 税理士会ビル1階
- 大阪支店 大阪市中央区 近畿税理士会館11階
- 九州支店 福岡市中央区 天神西通りビジネスセンタービル5階
- 南九州営業所 宮崎県東臼杵郡門川町

株式会社 日税サービス



0120-312-112 info-ns@nichizei.com

〈関連会社〉

- 株式会社日税サービス(札幌) ☎011-631-7371
- 株式会社日税サービス(大阪) ☎06-4794-0071
- 株式会社日税サービス中国 ☎082-244-3441
- 株式会社日税サービス西日本・福岡本社 ☎092-474-2471
- 株式会社日税サービス西日本・北九州営業所 ☎093-932-5888
- 株式会社日税サービス西日本・熊本営業所 ☎096-371-7151

相続

お悩み
解決!

コンシェルジュ



今回のご相談 夫が今年の6月に亡くなりました。私は専業主婦ですので、夫の準確定申告でも配偶者控除の適用を受けて申告しました。その後、分割協議も終わり、相続税の納税のために、相続により取得した不動産の一部を年内に売却しました。その結果、控除対象配偶者に該当しないことになりました。この場合に、修正申告をしなければならないでしょうか。また、夫の相続財産に賃貸不動産が含まれていますが、配偶者控除の取扱いは異なりますか。

準確定申告で配偶者控除を適用後 相続した不動産を売却したら…?

○見積み合計所得金額について

控除対象配偶者とは、居住者の配偶者でその者と生計を一にする者のうち合計所得金額が38万円以下である者(所法2①三三)をいいます。年の中途において死亡した者の配偶者その他の親族が、その被相続人の控除対象配偶者や扶養親族に該当するかどうかについて、①親族等が被相続人と生計を一にしていたか、及び親族関係にあったかどうかは、その死亡時の現況により判定し、②その親族等が控除対象配偶者若しくは配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、その死亡の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までのその親族等の合計所得金額により判定することになります(所基通85-1)。

この死亡の時の現況により見積もった合計所得金額とは、その年1月

1日から死亡の時までに発生した所得ではなく、12月31日までに継続して見込まれる所得金額をいいます。準確定申告の内容が、その年の12月31日現況と異なる場合には、更正の請求又は修正申告による是正措置が必要となります。

ところで、譲渡所得のように偶発的な事由により発生した所得は、その死亡の時から12月31日までに、その所得を予め見積もることはできません。そのため、合計所得金額の判定には影響がないものと考えられます。したがって、不動産を売却したことにより、所得金額が38万円を超えても、修正申告をする必要はありません。

○相続財産に賃貸不動産が含まれている場合
相続開始から遺産分割までの間

に相続財産である賃貸不動産から生じた賃料債権は、被相続人の遺産とは別個の財産であって、「各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得され、後にされた遺産分割の影響はない」とされています(最高裁 平17.9.8)。

したがって、あなたの場合には、被相続人の死亡時から不動産所得が生じていることとなります。まず、「被相続人の相続開始の日までの不動産所得の金額」を「被相続人の1月1日から相続開始までの期間」で除し、これに「相続開始の日の翌日から12月31日までの期間」を乗じた金額を算定します。次に、その見積み金額にあなたの法定相続分を乗じた金額が、あなたの合計所得金額となり、配偶者控除の適用となる限度を超えている場合には、配偶者控除の適用を受けることはできません(平21.12.7判決)。

(今回の協力者:竹内税務会計事務所 竹内春美税理士)

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

利用者実績NO.1の便利さと信頼性で 税理士事務所の発展繁栄にお役立ち!

税理士先生や事務所の状況に合わせて2つの方式から選べます!

POST (郵送型)

こんな方におすすめ!

- ・まずは関与先1件からはじめたい方
- ・パソコンが苦手な方
- ・報告帳票類を紙ベースで確認したい方
- ・関与先がまだ少ない方 など

どちらが良いか
お悩みの方は
ご相談ください!



e-NET (ネット型)

こんな方におすすめ!

- ・リアルタイムで入金を確認したい方
- ・口座振替未利用の関与先も管理したい方
- ・過去データ(最大27ヶ月分)を閲覧したい方
- ・関与先が多い方 など

報酬自動支払制度の主な特長

- ◎集金の手間が省けるほか、未収防止に役立ちます。
- ◎月次報酬、臨時報酬、立替金など広範囲な報酬を取扱い。
- ◎関与先様の都合に合わせて5日と28日の振替日が選択できます。
※当日が金融機関休業日の場合は翌営業日が振替日となります。

新規申込みプレゼント

ホームページより利用申込書を作成し、
新規お申込みいただいた先生へ
もれなく、QUOカード
1,000円分プレゼント!

ご紹介者プレゼント

ご紹介いただいた先生が
本制度をご利用された場合、
ご紹介者に、QUOカード
3,000円分プレゼント!

POSTからe-NETへの移行も簡単!
データの再入力なども必要ありません



e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)

報酬自動支払制度のお問い合わせ・資料請求は…
税理士協同組合事務代行業社
株日税ビジネスサービス ☎0120-155-551
(携帯電話からは03-3345-0888)

顧問料の集金は報酬自動支払制度



関与先様の集金業務はMy集金NET

税理士協同組合の
集金代行サービス

My集金NET

関与先様の集金業務を最短・確実にお手伝い 入金率アップで資金計画も立てやすい!

関与先のお客様

毎月28日
取引先等の
口座より
引き落とし

税理士協同組合

集金代行

日税ビジネスサービス

振替日の
10営業日後

関与先様の口座へ
まとめて
振り込み

関与先

取引金融機関

※税理士先生からのご紹介がご利用条件となります。

※28日が金融機関休業日の場合、引き落としは翌営業日となります。

取引金融機関

こんなメリットがあります!

- ◎集金業務の省力化によって仕事に専念できます!
- ◎入金率が向上し、資金計画も立てやすくなります!
- ◎専用のID・パスワードでログイン。安心・安全です!

ご利用料金

- 口座振替利用基本料 1,500円 振替実施月のみ
- 口座振替請求手数料 240円 請求1件につき
- 指定口座への振込料 300円 振込1回につき

※上記金額には別途消費税がかかります。

いろいろな集金業務にご活用いただけます。

- アパート、マンションの家賃・管理費
- 駐車場利用料 ○貸しビルのテナント料
- 塾、音楽教室などの各種月謝
- 新聞や雑誌等の定期購読料 etc



My集金NETのお問い合わせ・資料請求は…

取扱指定会社 (株)日税ビジネスサービス

My集金NETサポートデスク ☎03-5931-0666

日税ジャーナル 平成28年・春号

(年4回1月・4月・7月・10月発行)

日税グループの
ホームページ <http://www.nichizei.com/>

発行：日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
TEL: 03-3340-6494 FAX: 03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL: 03-3340-4488